

【宿泊約款】

■第 1 条（適用範囲）

- 1.当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めない事項については、法令又は一般に確定された慣習によるものとしします。
- 2.当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとしします。

■第 2 条（宿泊契約の申込み）

- 1.当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
 - ①宿泊者名
 - ②宿泊日及び到着予定時刻
 - ③宿泊料金（原則として別表第 1 の基本宿泊料による）
 - ④その他当ホテルが必要と認める事項
- 2.宿泊客が、宿泊中に前項第（2）号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテル（館）は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

■第 3 条（宿泊契約の成立等）

- 1.宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとしします。

ただし、当ホテルが承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2.申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料に充当し、第 6 条及び第 18 条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第 12 条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 3.第 2 項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとしします。ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

■第 4 条（申込金の支払いを要しないこととする特約）

- 1.前約第 2 項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 2.宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条 2 項の申込金の支払いを求めなかった場合及び申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

■第 5 条（宿泊契約締結の拒否）

当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- ①宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- ②満室により客室の余裕がないとき。
- ③宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

- ④宿泊しようとする者が、伝染病であると明らかに認められるとき。
- ⑤宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- ⑥天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

■第 6 条（宿泊客の契約解除権）

1. 宿泊客は当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約全部又は一部を解除した場合（第 3 条 2 項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いにより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます）は別表第 2 に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第 4 条第 1 項の特約に応じた場合に当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後 10 時（あらかじめ到着予定時刻が明記されている場合は、その時刻を 2 時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

■第 7 条（当ホテルの契約解除権）

当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- ①第 2 条第 1 項の事項の申告を求めた場合において期限までにそれらの事項が申告されないとき。
- ②第 3 条第 2 項の申込金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき。
- ③第 5 条③から⑥までに該当したとき。
- ④寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。

■第 8 条（宿泊の登録）

宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- ①宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
- ②外国人にあたっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- ③パスポートの確認とコピーを取ること
- ④前日の宿泊地の確認
- ⑤出発日及び出発予定時刻
- ⑥その他ホテルが必要と認める事項

■第 9 条（客室の使用時間）

1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後 15 時から翌朝 10 時までとします。ただし連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用す

ることができます。

2.当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- ①超過2時間までは、室料相当額の30%（室料金の3分の1）
- ②超過5時間までは、室料相当額の50%（室料金の2分の1）
- ③超過5時間以上は、客室相当額の100%（室料金の全額）

■第10条（利用規則の遵守）

宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めて館内に提示した利用規則に従っていただきます。

■第11条（利用規則の遵守）

1.当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備え付けのパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等で御案内いたします。

- ①フロント・キャッシャー等サービス時間

イ 門限 なし ロ フロントサービス 24時間

■第12条（料金の支払い）

- 1.宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
- 2.前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行なっていただきます。
- 3.当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊協金は申し受けます。

■第13条（当ホテルの責任）

- 1.当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
- 2.当ホテルは、消防機関から適マークを受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。
- 3.当ホテルは、消防機関が交付する適マークの対象外施設（2階以下又は収容人員が30人未満）ではありますが、防災施設の整備に努めるほか、万一の火災等に対処するため旅館賠償保険に加入しております。

■第14条（契約した客室の提供ができないときの取扱い）

- 1.当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
- 2.当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の賠償料を宿泊客に支払い、その賠償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、賠償料

を支払いません。

■第15条（寄託物等の取扱い）

- 1.宿泊客がフロントにお預けになった物品等は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については。当ホテルがその種類及び価格額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行なわなかったときは当ホテルは5万円を限度としてその損害を賠償します。
- 2.宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品等又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、5万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

■第16条（宿泊客の手荷物又は携帯品の保管）

- 1.宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
- 2.宿泊客が、チェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発券日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
- 3.前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあたっては前条第1に規定に、前項の場合にあたっては同条第2項の規定に準じるものとします。

■第17条（駐車責任）

宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

■第18条（宿泊客の責任）

宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

別紙第1 宿泊料金等の内訳（第2条第1項及び第12条第1項関係）